

令和6年度 一般財団法人香川県社会保険協会事業計画

一般財団法人香川県社会保険協会(以下、協会という)は、定款第3条に定める目的(社会保険の被保険者等の福利を増進し、社会保険制度の普及及び社会保険事業の円滑な運営に寄与すること。)を達成するとともに、協会の健全な事業運営の確保を図るため、以下の事業を実施する。

1. 会議の開催

(1) 理事会

令和5年度 事業実施報告及び決算等の審議(5月 定例)

令和7年度 事業実施計画及び予算等の審議(3月 定例)

その他、必要に応じ随時に開催する。

(2) 評議員会

令和5年度 事業報告及び決算等の審議(6月 定例)

その他、必要に応じ随時に開催する。

・3月の理事会に併せ合同役員会として開催(3月)

(3) 運営委員会

必要に応じ随時に開催し、協会の実施する事業等について、理事会、評議員会に対して意見・助言を行う。(随時)

・3月の理事会に併せ合同役員会として開催(3月)

2. 社会保険制度の周知と広報活動の実施

(1) 広報紙「協会だより」の発行(年3回:4、6、10月)

社会保険制度改正等の社会保険関係事務に有益な情報や、協会が実施する各種事業等を掲載し、情報提供するとともに、県下の年金事務所等に配置し、来訪者に広く協会の存在を広報し、協会への加入促進を図る。

(2) 優良冊子の配付

社会保険制度の内容や仕組み、事務手続き方法等を掲載した冊子「社会保険の事務手続」を無償配付し、適切な事務手続きの推進に寄与する。

(3) 研修会等の開催及び協力

研修会、講習会等の開催及び関係機関・団体が主催する研修会、講習会等の開催に積極的に協力し、社会保険制度に関する理解と周知に寄与する。

(4) ホームページの運用

協会の実施する事業を広報することにより、協会への加入を推進するとともに、社会保険制度に関する情報を掲載し、社会保険制度に関する理解と周知に寄与する。

3. 健康管理事業の推進

(1) 健康づくり事業

健康啓発用DVDを貸出し、事業所における被保険者等の健康づくりの啓発に寄与する。

(2) 体育奨励事業

次の事業を実施し、被保険者等の健康の保持・増進に寄与する。

① ゴルフ大会

実施時期 令和6年9月23日（月・秋分の日）

場 所 高松グランドカントリークラブ

② バレーボール小豆島大会

実施時期 未定

場 所 小豆郡小豆島町

③ ふるさと健康ウオーク

実施時期 令和6年11月23日（土・勤労感謝の日）

場 所 丸亀城芝生広場、中津万象園、飯野山（讃岐富士）

④ ボウリング大会

実施時期 令和7年1月18日（土）

場 所 太洋ボウル（県統一で実施）

(3) 保健施設事業

次の事業を実施し、被保険者及び家族の健康の保持・増進に寄与する。

① プール利用券の発行

実施時期 令和6年7月～8月

場 所 高松市福岡町プール他5施設

② 施設優待会員証(全社連契約施設)の交付

会員事業所の従業員とその家族の健康保持増進に資するため、船員保険会（3施設）、ホテル法華クラブグループ（18施設）高輪・品川プリンスホテルグループ（4施設）、プリンスホテル優待プラン、湯快リゾート(株)（30施設）ダイワロイヤルホテル（26施設）、かんぽの宿（30施設）、HMIホテルグループ（41施設）等と優待利用契約を結んでいます。

4. 各種団体への協力・支援等

- (1) 社会保険事業の円滑な運営に寄与している香川県社会保険委員会連合会、県下の社会保険委員会、及び香川県年金受給者協会等に対して協力・支援を行い、これらの団体の健全な事業運営に寄与する。

- (2) 11月の年金月間に実施される年金事務所、全国健康保険協会香川支部、香川県社会保険委員会連合会が主催する研修会等の開催に協力・支援する。

5. 受託事務の処理

香川県社会保険委員会連合会及び県下の社会保険委員会との契約による受託事務を適切・確実に処理する。

6. 社会保険協会への加入促進

未加入の社会保険適用事業所に対して、協会の設置目的や事業内容等を広報し、加入の促進を図る。

特に、新規に社会保険の適用となった事業所に対して、ダイレクト方式による直接的な加入促進を行う。

7. 会員事業所支援事業の周知

全国社会保険協会連合会と連携し、以下の事業を周知する。

- (1) タイムズカーレンタルの優待制度
- (2) 業務災害補償制度（経営ダブルアシスト）
- (3) フットバス香川～大阪・神戸乗車券（回数券）割引制度（香川県社会保険協会単独事業）